平成24年6月25日

各　　位

会 社 名　三 菱 製 鋼 株 式 会 社
代表者名　取締役社長　　大　野　信　道
（コード番号５６３２）
問合せ先　総務人事部長　　飯　塚　康　彦
（TEL.０３－３５３６－３１１１）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は，平成24年５月22日開催の取締役会において，「定款一部変更の件」を，平成24年６月22日開催の第88回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので，下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1)取締役及び監査役が期待される職務を十分に発揮できるよう，取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨の規定を定款変更案第28条及び第38条に新設するとともに，社外役員として有能な人材の招聘を容易にするため，社外役員の責任を法令で規定する額に限定する契約を締結できる旨の規定を同第28条及び第38条の第２項に設けるものであります。
なお，この定めを定款に設ける議案を株主総会へ提出することにつきましては，監査役全員から同意を得ております。

(2)上記(1)の条文新設に伴い，条数の繰り下げを行うものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年６月22日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成24年６月22日（金曜日）

以　上

別　　紙

〈変更の内容〉

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（取締役の責任免除） 第28条　本会社は，会社法第426条第1項の規定により，同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を，取締役会の決議によって，法令が定める額を限度として，免除することができる。 ②本会社は，会社法第427条第1項の規定により，同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。ただし，当該契約で定める賠償責任の限度額は，同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。
（監査役及び監査役会の設置） 第28条 ～　　（条文省略） 第36条	（監査役及び監査役会の設置） 第29条 ～　　（現行どおり） 第37条
（新　　設）	（監査役の責任免除） 第38条　本会社は，会社法第426条第1項の規定により，同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を，取締役会の決議によって，法令が定める額を限度として，免除することができる。 ②本会社は，会社法第427条第1項の規定により，同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することができる。ただし，当該契約で定める賠償責任の限度額は，同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。
（会計監査人の設置） 第37条 ～　　（条文省略） 第43条	（会計監査人の設置） 第39条 ～　　（現行どおり） 第45条